



人工林伐採後の 再造林を支援します

～いばらきの森再生事業のお知らせ～

県内には、戦後植栽され利用期を迎えているスギ、ヒノキ林が増えています。これらの人工林は、積極的に伐採（主伐）し、木材として利用するとともに、その後は適切に植栽（再造林）を行い、森林を次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのため、51年生以上のスギ・ヒノキ林を伐採した後に行う再造林を県が支援します。

【補助の条件】

区分	スギ・ヒノキ苗による再造林の場合	広葉樹苗による再造林の場合
補助の対象者	一定の要件(注1)を満たす森林組合等 (森林経営計画策定者)	森林所有者 又は 森林組合等
対象地	スギ・ヒノキの人工林の伐採後に地持え・植栽を行う箇所であって、以下の全ての条件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・51年生以上のスギ・ヒノキ人工林の伐採後に行うもの ・伐採後、2年以内に行うもの 	
補助の要件	必要な計画等	森林経営計画に基づくもので → 作業は、森林経営の集約化に取り組む者として県から認定された森林組合や林業会社が行うこと ※別紙①参照 → 森林所有者の方は、森林組合や林業会社と、5年以上の森林経営の受委託契約等を締結すること ※森林所有者が自力で行った再造林については、補助の対象となりません
	苗木について	スギは花粉症対策苗であること
	面積について	1箇所0.3ha以上
補助金の額 (注1)	別紙②参照	標準的な施業にかかる経費の全額
下刈に対する補助	本事業により再造林した箇所については、一定期間、 <u>下刈についても標準的な施業にかかる経費の全額を補助</u>	

(注1) 詳しくは下欄問合せ先までお問い合わせください

(注2) 「後継樹となりうる高木性の樹種」・・・ナラ、クヌギ、シカガシ、ヤマザクラ、ドングリ、ク、ナナハシ 等

【お問い合わせ先】

茨城県

林業課

県北農林事務所 林業振興課 (常陸太田林業指導所)

(大子林業指導所)

電話 029-301-4051

電話 0294-80-3370

電話 0295-72-1565

電話 0294-70-3620

電話 0293-22-4866

電話 0294-82-2131

電話 0295-72-0647

電話 0295-58-2004



北茨城市森林組合

高萩市森林組合

常陸太田市森林組合

大子町森林組合

常陸大宮市森林組合

別紙①

商号又は名称	所在地	事業（活動）区域
株式会社堀江林業	常陸太田市	日立市, 常陸太田市, 大子町 常陸大宮市, 城里町
有限会社下村林業	北茨城市	北茨城市, 高萩市
有限会社佐川運送	高萩市	北茨城市, 高萩市, 日立市 常陸太田市, 常陸大宮市, 大子町
株式会社いばらき森林サービス	常陸太田市	茨城県内全域
常陸太田市森林組合	常陸太田市	常陸太田市
大北産業株式会社	北茨城市	北茨城市, 高萩市, 日立市, 常陸太田市
北茨城市森林組合	北茨城市	北茨城市
高萩市森林組合	高萩市	高萩市, 日立市
常陸大宮市森林組合	常陸大宮市	常陸大宮市
大能林業有限会社	東京都	高萩市の一部, 常陸太田市の一部
大子町森林組合	大子町	大子町
株式会社ヨシナリ林業	大子町	常陸太田市, 常陸大宮市, 大子町
美和木材協同組合	常陸大宮市	常陸太田市, 常陸大宮市, 大子町, 城里町
有限会社鈴木木材	大子町	大子町
株式会社ヤブキ林業	常陸太田市	常陸太田市, 常陸大宮市, 大子町
笠間西茨城森林組合	笠間市	笠間市, 城里町, 桜川市
つくばね森林組合	石岡市	土浦市, 石岡市, つくば市, かすみがうら市
平林林業株式会社	大子町	大子町

別紙②

<いばらきの森再生事業>

※森林経営計画に基づき, 森林経営集約化に取り組む者が実施する (上記①の事業者)

- ・標準的な施業にかかる経費の全額を補助 (コンテナ苗の場合)
- ・標準的な施業にかかる経費の9/10を補助 (裸苗の場合)

<いばらきの森再生事業以外の場合>

※森林経営計画に基づいているが, 森林経営集約化に取り組む者が実施しない

- ・標準的な施業にかかる経費の6.8/10を補助

※森林経営計画に基づいていない場合

- ・標準的な施業にかかる経費の4/10を補助